

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に増大させていくという経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、社会・経済環境に対応した迅速な意思決定と適時・適切な情報開示に努め、経営の透明性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして取り組んでおります。その実現のために、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統制機能の強化・整備を図りながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	27,488,000	13.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,131,824	2.92
株式会社京都銀行	5,875,922	2.80
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,425,000	2.58
損害保険ジャパン日本興亜保険株式会社	4,380,741	2.09
株式会社GSIクレオス	4,205,930	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,157,000	1.98
第一生命保険株式会社	4,150,300	1.98
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,549,000	1.69
ゲンゼグループ従業員持株会	2,923,596	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 勝介	弁護士											
白井 文	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 勝介	○	(株) 青山キャピタル社外監査役 ロート製薬(株)社外監査役 兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	弁護士として企業法務分野における経験・識見が豊富であり、当社取締役会の意思決定に際して法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での的確な指導・助言をいただくため。天野勝介氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
白井 文	○	ペガサスミシン製造(株)社外取締役 住友精密工業(株)社外取締役 兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	市議会議員・市長として、長きに亘り市政運営に携わられた幅広い知識・経験と市民・消費者の立場から、当社取締役会の意思決定に際して的確な指導・助言をいただくため。白井文氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、年初に会計監査人からの監査計画の概要や重点監査項目についての報告を受け、その妥当性についての意見を述べております。監査結果等に関する意見交換を会計監査人との間で適宜行うなど、緊密な連携を維持しております。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人から会計監査報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について文書等による説明を受け、その妥当性を確認しております。この他にも会計監査人に対して、監査の実施経過について適宜報告を求めると、恒常的な連携を維持しております。

監査役及び監査役会は、年初に内部監査部門である業務監査室と、内部監査計画の概要、内部監査項目についての事前確認を行っております。また、必要に応じて業務監査室の往査及び監査講評に立ち会うほか、内部監査実施後には、業務監査室から監査結果について報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 圭吾	弁護士													
鈴鹿 良夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 圭吾	○	——	弁護士としての専門的な知識および幅広く豊富な実務経験を、当社の監査機能の一層の強化に活かしていただくため。井上圭吾氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
鈴鹿 良夫	○	(株)ハークスレイ社外監査役 兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	国税局幹部、税理士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的知見に基づく助言・提言を当社の監査機能の一層の強化に活かしていただくため。鈴鹿良夫氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

第111期定時株主総会（平成19年6月27日開催）にて、社外取締役を除く当社取締役の退職慰労金制度を廃止し、これに代えてその一部相当額について同等の経済価値を有する新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権）を株式報酬型ストックオプションとして発行することが決議されました。新株予約権の目的となる株式の種類及び1年以内に発行することができる数は、当社普通株式260,000株を上限としています。

なお、ストックオプションとして発行した新株予約権の発行数および残高は以下のとおりです。

発行した新株予約権の総数		このうち平成27年3月末現在の残高
平成19年8月発行分	108個(108,000株)	38個(38,000株)
平成20年8月発行分	153個(153,000株)	108個(108,000株)
平成21年8月発行分	222個(222,000株)	150個(150,000株)
平成22年8月発行分	250個(250,000株)	186個(186,000株)
平成23年8月発行分	260個(260,000株)	238個(238,000株)
平成24年8月発行分	260個(260,000株)	260個(260,000株)
平成25年8月発行分	260個(260,000株)	260個(260,000株)
平成26年8月発行分	224個(224,000株)	224個(224,000株)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の株価や業績への連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有することにより、株価上昇、業績向上への意欲や士気を高めるため。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役10名（期中退任2名含む）の年間報酬総額175百万円（うち基本報酬109百万円、ストックオプション49百万円、賞与16百万円）、社外監査役を除く監査役3名（期中退任1名含む）の年間報酬総額22百万円（うち基本報酬22百万円）、社外役員4名の年間報酬は24百万円であります。

（注）1.役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者の該当はありません。

2.使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものはないため、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬等について、平成19年6月27日開催の第111期定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しております。

取締役の報酬は世間水準及び従業員とのバランスを考慮し、また、賞与は業務執行状況を評価し、代表取締役が協議の上、決定しております。

社外取締役に対する賞与は支払っておりません。

監査役の報酬は取締役の報酬等を参考に監査役会が協議し決定しております。なお、賞与は支払っておりません。

また、第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、別に定める規程に基づき、社外取締役を除く取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会開催に際し、社外取締役に対しては担当役員より、また社外監査役に対しては常勤監査役より取締役会資料を事前に配付し、必要に応じて説明しております。また、社外取締役と経営トップ及び取締役等とは適宜経営全般に関する意見交換を実施しております。社外監査役に対しては、業務執行に関する重要事項の審議を行う経営執行会議の資料について、原則毎月1回開催する監査役会において常勤監査役より内容を説明しております。

なお、社外監査役は、「監査役監査規程」に基づき必要に応じて業務監査室等の使用人を使用することができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役、取締役会、執行役員＞

当社は監査役会設置会社であります。現行の経営体制は、社外取締役2名を含む取締役10名（うち女性1名）であります。また、意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しており、取締役兼務者8名を含む執行役員16名を選任しております。なお、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制とするために、取締役及び執行役員の任期は1年としております。取締役会は、原則として月1回開催（平成27年3月期は13回開催）されており、業務執行に関する重要事項や法令、定款に定められた事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。これと併せてチーフオフィサー8名等で構成される経営執行会議を概ね週1回開催（平成27年3月期は30回開催）し、業務執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の迅速化を図っております。

＜社外取締役＞

2名の社外取締役(うち女性1名)は、社外の専門的な知識・経験と公正かつ客観的な立場から、取締役会において助言・提言を行うとともに、経営トップ及び取締役等と経営に関する意見交換を実施するなど、当社のコーポレート・ガバナンスが有効に機能することに寄与しております。また、平成26年の定時株主総会において継続が決議された買収防衛策の対処ルールの特約において、公正性・中立性を確保するための諮問機関として特別委員会を設置することとしておりますが、2名の社外監査役とともにその特別委員を構成しております。なお、社外取締役と当社の間には、特別な利害関係はありません。

＜監査役、監査役会＞

監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役は、取締役会・経営執行会議等の重要会議への出席、当社事業部門・管理部門への往査、国内外の子会社調査等を実施し、経営への監視機能を果たしております。なお、社外監査役と当社の間には、特別な利害関係はありません。

＜監査役機能強化に向けた取組状況＞

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制等について規定しており、監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、定期的に代表取締役を含む取締役、会計監査人及び内部監査部門である業務監査室と意見交換、情報交換を行っております。なお、業務監査室長は内部監査を実施した内容、ならびに内部統制監査の実施結果を監査役会に報告するとともに、適宜、監査役からの要請に応じて、業務監査室等の使用人が必要な調査を実施し、遅滞なく報告しております。

常勤監査役には、当社における経理財務部門での経験を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者が就いており、社外監査役は、弁護士としての専門的な知識を有する者と税理士としての財務・会計に関する相当程度の知見を有している者で構成し、経営監視機能の強化を担っております。

＜内部監査＞

当社は、関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の効率性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門として業務監査室を設置しております。現在5名のスタッフにより内部監査を実施しており、内部統制機能の充実を図っております。

＜会計監査＞

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に協立監査法人を選定しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成につきましては下記のとおりであります。

・業務を執行している公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員:朝田 潔(継続監査年数1年)

代表社員 業務執行社員:作花弘美(継続監査年数6年)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値を継続的に増大させていくという経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、社会・経済環境に対応した迅速な意思決定と適時・適切な情報開示に努め、経営の透明性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして取り組んでおります。その実現にあたっては、社外取締役および社外監査役の設置により経営の透明性を確保し、また、迅速な意思決定及び経営・業務執行の監視が機能する企業統治体制を整備する必要があることから、現行の体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前の早期発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は、6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を高めるため、インターネットによる議決権行使ができる電子投票制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年6月開催の第112期定時株主総会より、株式会社 ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに英文の招集通知、決議通知(いずれも英語版含む)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が主催するIRフェアへ参加し、説明会を開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	トップおよび主要事業部門長によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回(中間期・決算期)実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、四半期報告書、中期経営計画、株主総会説明資料、招集通知、決議通知その他適時開示を行った情報は、すべて当社ホームページに掲載しております(最大5期分)。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR規程」において、ステークホルダーからの要請・期待に誠意をもって応え、公正で誠実な企業活動を推進し、社会的責任を果たすことを基本方針として規定しております。「リスク管理規程」では、リスク発生時のステークホルダーへの影響を最小限とするための対応基準、再発防止の対応措置について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	GRI(グローバル・リポーティング・イニシアティブ)サステナビリティガイドラインを参考にして「CSR報告書」を作成・公開し、当社ホームページにも掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」において、適正な情報を迅速かつ公正、公平に開示することを基本姿勢とする旨、規定している。また、当社ホームページに「情報開示に関するポリシー」を掲載しております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社では、平成25年4月に「女性きらきら推進室」を設置し、女性の社内ネットワーク形成、キャリア開発支援のためのメンタリング制度導入、フォーラムの開催、両立支援策の実施などを中心に、女性の活躍推進に向けて全社をあげて更なる強化をはかっております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、内部統制システム、リスク管理体制等の整備に努めております。今後も継続的に内部統制システムの有効性について監視、評価・検証を行い、体制の整備・充実を図ってまいります。また、当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ構成員の具体的な行動指針として制定した「グンゼ行動規範」を周知徹底し経営理念の実現を図るものとする。
- (2) 当社は、当社グループのCSRへの取り組みを強化するためCSR推進室を設置し、CSR統括役員(CCSRO)を任命するとともに、特に法令等遵守と企業倫理の確立を図るためにコンプライアンス担当役員(CCO)を任命する。また、「CSR規程」、「コンプライアンス規程」等に基づき、組織横断的に統括する組織である「全社CSR委員会」(委員長:CCSRO)において、法令等遵守のための体制強化を図るものとする。
- (3) 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役会は当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督するものとする。
- (4) 当社は、取締役会の経営監視機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を選任するものとする。
- (5) 当社は、取締役・執行役員・監査役を対象としたCSRセミナーを定期的に実施し、違法行為や不正の未然防止に努めるものとする。
- (6) 常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するものとする。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。
- (8) 当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書規程」等によって保存・管理を行うものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。特に情報リスクに関しては、「ITセキュリティ方針」・「ITセキュリティ対策標準」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。
- (2) 当社は、「営業秘密管理基本規程」、「営業秘密管理基準」に基づき、組織横断的に統括する組織である「営業秘密管理委員会」(委員長:CCO)を置いて、当社グループにおける営業秘密の適正な管理に努め、重要な営業秘密の漏洩防止を図るものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、「経営執行会議規約」に基づき、チーフオフィサー等で構成される経営執行会議を概ね週1回開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。
- (2) 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制をとるものとする。

(3) 当社は、変化の激しい経営環境に機敏に対応し、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とする。

(4) 当社は、「業務分掌内規」、「カンパニー長責任権限規程」、「事業グループ長責任権限規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続きの明確化並びに経営・管理の効率向上に努めるものとする。

(5) 当社は、当社グループの業務執行を効率的に行うため、全社プロジェクト活動を通じて、ITを活用した業務改革を推進するものとする。

(6) 監査役は、取締役が善管注意義務に則り行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証するものとする。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループ構成員に対して必要な教育・研修を定期的に実施するほか、法令の制定・改正が行われた場合、また当社グループや他社で重大な不祥事や事故が発生した場合には、すみやかに必要な教育・研修を実施するものとする。

(2) 当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、使用人がいつでも縦覧できるようにするものとする。

(3) コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口(「なんでも相談ホットライン」)を通して使用人が直接通報を行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。特に重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見したときは、社長(COO)又はコンプライアンス担当役員(CCO)にも直接通報するものとする。

6 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「全社CSR委員会」による統括のもと、当社各部門・グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、コンプライアンスの徹底を図るものとする。特にITセキュリティについては、当社各部門・グループ各社にITセキュリティ責任者(DIO:ディビジョン・インフォメーション・オフィサー)を置き、管理の徹底を図るものとする。

(2) 当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。

(3) 業務監査室は、当社グループの業務全般に係わる内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。

(4) 監査役は、前項(3)の監査報告に基づき、監査を必要とする当社グループ会社に対して、内部統制の有効性、企業集団としての業務の適正と効率性について監査を行うものとする。なお、監査役が必要と認めた場合については、当社グループ会社に対して、監査役が直接監査を行うものとする。

7 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「内部統制実施基準」に基づき、内部統制評価責任者(CFO)ほか各種責任者を置いて、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その結果を内部統制報告書として公表するものとする。

8 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務を補助するため、「監査役監査規程」に基づき必要に応じて業務監査室等の使用人を使用できるものとする。

9 補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。

10 取締役及び使用人並びに子会社の役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの役職員は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を当社監査役に報告するものとする。

(2) 当社グループの役職員は、当社監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく報告するものとする。

(3) 定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役が子会社のコンプライアンスリスク等を報告するものとする。

(4) 業務監査室長は、業務監査室による当社グループの監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。

(5) 当社グループの役職員は、上記5の(3)に基づく情報のうち重要な事項については、遅滞なく監査役に報告するものとする。

(6) 当社は、前項(5)の報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、定期的に代表取締役、会計監査人及び業務監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。

(2) 監査役は、取締役及び使用人に監査指摘事項を提出するとともに、必要に応じて該部門の是正勧告や助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めるものとする。

(3) 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。

(4) 当社は、監査役が会社法388条に基づき費用の支出等を請求したときは、当該請求がその職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き速やかに処理するとともに、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ゲンゼ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度を示し、これらを排除する姿勢を貫くこととしております。また、反社会的勢力及び団体による脅威を受けたり被害を受けるおそれのある場合には、警察等関係行政機関や顧問弁護士と緊密な連携をとりながら、速やかに対応するよう努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

<当社の支配に関する基本方針>

当社グループは、「品質第一」と「技術立社」を基盤に、創業の精神である「人間尊重」、「優良品の提供」、「共存共栄」を企業理念として顧客起点の事業運営を行っております。この理念の下、企業の社会的責任(CSR)に積極的に取り組むとともに、各事業の商品、サービスを通して「お客さまに“ここちよさ”をお届けしていく」という強い意思をもち、「社会にとって必要とされる企業」「社会とともに持続発展する企業」を目指しております。また当社グループは、企業価値向上を目指し、株主重視の経営姿勢を堅持していくことを基本に、収益性の向上、資本の効率化に取り組むとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、配当金支払い・自己株式取得等を通じて、中長期的な業績見通しに基づいた、安定的・継続的な利益還元を図っております。

一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、会社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、上記のような取り組みを通して、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を図るためには、株主の皆様はもとより、お客様・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、発展させていくことが重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、ステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが可能な者である必要があると考えております。

従って、当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

<基本方針の実現に資する取り組み>

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

(1) 中期経営計画の推進

当社グループは、中期経営計画(CAN 20計画:第119期～第125期<2020年度>)を展開しており、『集中と結集』をキーコンセプトに、「SBU(戦略的ビジネスユニット)戦略による既存事業の選択と集中」、「CFA(クロスファンクショナルアプローチ)活動による成長・新規事業の育成・創出」、「成長戦略を支援する経営基盤強化」を基本戦略として、企業価値の向上を図っていくこととしております。なお、計画の詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト(ホームページアドレス<http://www.gunze.co.jp/>)に掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化を図るため、第110期(平成17年度)に執行役員制度の導入、取締役員数の削減を行うとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、第111期(平成18年度)に取締役任期を2年から1年に変更し、併せて経営の透明性の確保を図るため社外取締役の選任を行うなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

<不適切な支配の防止のための取り組み>

当社は、企業価値の維持・向上を目的として、また株主の皆様が自ら適切な判断を行うのに十分な時間・情報を確保するために平成18年5月12日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に対する対処方針(買収防衛策)」を決議し、そのうえで平成18年6月29日開催の第110期定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

この対処方針は、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえて一部改定され、平成20年6月26日開催の第112期定時株主総会並びに平成23年6月24日開催の第115期定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、更新いたしました。また、平成26年6月25日開催の第118期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に対する対処方針(買収防衛策)の継続について」(以下、「本対処方針」といいます。)として更新され、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで有効期限として継続されております。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト(ホームページアドレス<http://www.gunze.co.jp/>)に掲載しております。

(1) 本対処方針の導入目的

昨今、株式持合いの解消、企業買収に関する法制度の整備等を背景に、取締役会と十分な協議や同意のプロセスを経ない企業買収が散見されるようになってきております。こういった企業買収のなかには、十分な情報や時間を与えないもの、株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買収の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすものなども出てくる恐れがあると思われます。こうした事情に鑑み、企業価値の維持・向上を目的として、また株主が自ら適切な判断を行うのに十分な情報提供を受ける機会を確保し、不測の損害を被ることを防止するため、本対処方針を導入しております。

(2) 大量買付行為の基本ルール

a. 基本ルール

本対処方針においては特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等に対する買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為を大量買付行為として、基本ルールの対象とします。

大量買付を行おうとする者(以下、「大量買付者」といいます。)は、事前に当社取締役会に対して買付意向表明書を提出することにより必要かつ十分な情報提供を行い、当社取締役会による評価、検討及び交渉を行う一定期間を経た後に大量買付行為を開始するものとします。

b. 提供いただく重要情報

買付意向表明書として大量買付者から提供頂くべき重要情報は以下のとおりとします。

(a) 大量買付者及びそのグループの概要(名称、所在地、設立準拠法、国内連絡先、事業内容、財務内容等)

(b) 買収の目的、方法及び内容

(c) 買収対価の算定根拠及び買収資金の裏付け

(d) 大量買付者に対する資金提供者の名称及び概要

(e) 買収後の当社グループの経営方針及び事業計画

(f) 従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者の処遇方針

(g) コーポレートガバナンスへの取り組み

(h) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(i) その他、当該買付行為を客観的に評価するために特別委員会が特に必要と認める事項

c. 特別委員会の設置と評価・勧告

(a) 特別委員会の設置

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付ルールの遵守状況や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性を確保するため、当社は社外取締役、社外監査役、社外有識者等の独立社外者からなる特別委員会を設置します。

(b) 特別委員会による評価・勧告

当社取締役会は、大量買付者から買付意向表明書が提出された後、速やかに特別委員会の開催を要請するものとします。

特別委員会は、当社取締役会による大量買付者との協議・交渉の結果を踏まえ、買収提案内容及び対抗措置について評価し、そのうえで対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告し、当社取締役会は原則としてこれに従うものとなりますが、取締役会として買収提案内容及び大量買付者の属性・資力等を真摯に検討し、特別委員会の勧告内容について責任を持って評価いたします。その上で、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬がある、または特別委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、一度に限り再考を促すことができるものとします。

特別委員会による評価・勧告及び当社取締役会による協議・交渉に要する期間は、情報提供完了通知を大量買付者に発送し、その旨を情報開示した日から買収提案評価の難易に応じ以下のとおりとし、具体的な評価期間については、大量買付者へ情報提供完了通知後、速やかに開示いたします。

イ.<対価を現金(円貨)のみとする当社株式の買収提案の場合>・・・60日間

ロ.<その他の大量買付行為の場合>・・・90日間

(3)大量買付行為がなされた場合の対応方針

a.対抗措置を発動する場合

特別委員会の評価・勧告において、大量買付行為が以下の(a)～(c)に該当すると判断され、対抗措置の発動が相当と認められるとされた場合に限り、当社取締役会は、その決議により新株予約権を発行し、無償で割当てる場合があります。

(a)大量買付行為の基本ルールが大量買付者により遵守されない場合

(b)買収の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらす場合

(c)株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合

b.新株予約権プラン

当社取締役会決議により新株予約権を発行する場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主を対象に、割当対象株主の所有する当社株式普通株式1株につき新株予約権1個の割合で割当てます。大量買付者は原則として権利行使することはできません。なお、当社取締役会の判断により取得条項付新株予約権を発行する場合がありますが、大量買付者の保有する新株予約権の対価として現金を交付することはできません。

また、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、割当期日の4営業日前までは特別委員会の勧告に基づき新株予約権の発行を中止することがあり、また新株予約権の権利確定後においても、新株予約権の無償取得により新株予約権プランを中止する場合があります。

(4)株主・投資家への影響

a.本対処方針導入時の影響

本対処方針導入時点においては、新株予約権の割当は行われないので、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはありません。

b.対抗措置発動時の影響

大量買付行為が対抗措置発動の要件に該当すると特別委員会が判断し、新株予約権プランが発動された場合、新株予約権を行使することができないとされた者については、結果的に法的及び経済的側面において不利益が生じる場合があります。また、新株予約権の権利確定後に新株予約権プランが中止となった場合、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主・投資家の方は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(5)本対処方針の有効期間

本対処方針の有効期間は、中期経営計画「GAN 20計画」第1フェーズ終了後最初の定時株主総会(平成29年6月開催予定)終結の時までとしております。

<上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由>

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対処方針においては、大量買付行為があった際には、当社取締役会は特別委員会の開催を要請し、買収提案内容及び対抗措置について、同委員会による評価・勧告に対し責任を持って評価したうえで原則として従うものをしていこと、また対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当する場合にのみ発動されるものであることから、本対処方針は当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付ルールの遵守や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制等は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、企業価値を継続的に増大させていくという経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、社会・経済環境に対応した迅速な意思決定と適時適切な情報開示を通して、経営の健全性・透明性の向上を図っております。

特に当社は、当社を含むグループ全役職員の具体的な行動指針として制定した「グンゼ行動規範」の周知徹底により、当社グループの重要な会社情報の適時開示の重要性について全役職員が認識しており、開かれた企業として社会的な責任を果たすため、重要な会社情報の適時適切な開示を行っております。

2. 会社情報開示の担当と方法

(1)情報取扱責任者と情報開示担当者

適時開示規則第4条の3に則り、情報取扱責任者を設置し厳格な情報管理・統制のもと、適時適切な開示を行うため、原則として下記の情報開示担当者が会社情報の開示を行っております。

<情報取扱責任者>財務担当取締役

<情報開示担当者>広報IR室長、財務経理部経理統括室長

(2)情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い取引所への事前説明のあと、適時情報開示システム(TDNET)にて開示いたします。

また、当社は当社のホームページを株主・投資家の皆様に対する重要な情報発信源として、開示規則に該当しない情報につきましても、株主・投資家の皆様のご理解に資すると判断した情報は積極的かつ公正に開示しております。

3. 重要は会社情報に関する管理体制

(1)社内情報管理

当社は重要な会社情報を管理し全役職員がこれを遵守することを目的として、「内部取引の規則ならびに内部情報の管理に関する規程」を定めて、重要事項の情報漏えいの未然防止をはかり、適時適切な社内情報管理を行っております。

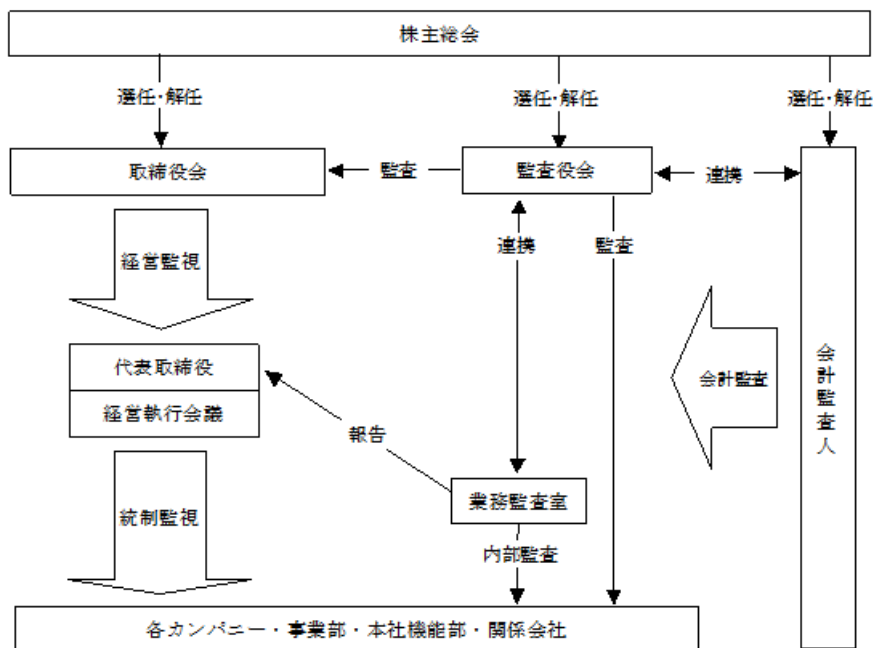
(2)開示に関する管理体制

各部門で決定または発生した重要な事実、遅滞無く情報取扱責任者に一元的に集約され、「決定事実」「決算情報」については、情報取扱責任者が開示の要否を関係者と協議したうえで、株主総会・取締役会決議等、会社の業務執行を実質的に決定する機関により決議が行われた時点で、また「発生事実」については、情報取扱責任者がその発生を認識した時点で速やかにトップを含めた経営層と協議し、適時適切に開示する体制を構築しております。情報開示にあたっては、今後とも管理体制の一層の充実・整備に努めてまいります。

(3)開示処理

開示が決定された重要な会社情報については、情報取扱責任者が直ちに情報開示担当者に開示指示を行うとともに、情報開示担当者は「適時開示規則」「会社情報適時開示ガイドブック」に則り適時適切に開示処理を行っております。なお、開示に要否についての判断が難しいものは取引所に事前相談しております。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要の模式図】

